

庁舎整備の基本方針

新庁舎は建設せず、本庁は大桝分庁舎に移転

4月25日の全員協議会で田中市長が庁舎整備について、現大桝分庁舎を本庁舎とし、江田島庁舎と現本庁舎（能美町）などに分庁舎機能を持たせ活用する方針を示しました。昨年11月に庁舎建設等検討特別委員会が設

置され、審議していくなかで委員会の意見として、既存庁舎を耐震化等により活用する案が多数意見となりました。『市民の声』を受けた議会の動きを認識しての行政側の判断であったと思います。

理由①	方針決定時期 庁舎整備において有効な財源である合併特例債の活用期限が迫っており、庁舎整備方針を決定する時期を迎えているため。
理由②	均衡あるまちづくり 分庁方式により、地域拠点でのにぎわいや行政サービスを維持・確保していくことが、市民全体の市政参画や市全体の安定につながるため。
理由③	財政への影響 次の方法により、庁舎整備に係る費用を抑えることができると考えるため。 ▷当面、分庁方式を選択することで、多額の初期投資費用を抑える。 ▷基礎自治体を取り巻く状況を勘案し、職員数の適正化を図りながら、既存公共施設を有効活用した庁舎の配置を再検討することで、将来の投資費用を抑える。
理由④	合併特例債の活用 合併特例債については、分庁方式を維持するための耐震化事業や、他の公共施設の再編整備事業に有効活用ができるため。

庁舎建設等検討特別委員会	委員 長 新家勇二
副委員長	登地靖徳
委員	山本一也 山本秀男 吉野伸康 上松英邦 浜先秀二 酒永光志

議会報告に向けて

今年4月1日から施行した「江田島市議会基本条例」に基づいて議会報告会を開催することになります。

現在、**議会運営委員会**で開催時期・内容等を検討しており、6月26日の議運で確認されたことは以下の通り。
（最終的には**議会全員協議会**で決定されます。）

○報告内容
①議会基本条例施行（議会の役割）について
②市営船の公設民営化（指定管理者制度）

③庁舎建設などについて

特別委員会等での審議経緯・委員長報告等によって報告（35分）のあと、質疑応答（約25分）。
尚、議案等議決に関する質問については、報告者の内容を基本に、その審議経緯を踏まえた回答に努め、議員は私見を述べない。

○意見交換会（50分）

今年11月で合併して10年になります。参加者からの議会運営や議会活動、市政に対する意見や提言などを伺う場を想定しています。

○班構成

2班に分かれて旧4町・各1会場を予定しており、各班2会場を担当します。

○開催日程

11月中旬に開催を予定し、時間帯は基本的に平日19:00～（2時間程度）。尚、1会場を試行的に土（若しくは日）の昼間に開催することが確認されました。

議会運営委員会	委員長 山本秀男
副委員長	林 久光
委員	山本一也 浜西金満 胡子雅信 吉野伸康

文書質問スタート

議員個人が議会での行政全般にわたり正式に質問できるのは年4回の定例会での一般質問に限られます。

このたび議会基本条例施行に伴い、7月1日から文書質問制度がスタートします。議会の会期中又は閉会中に問わず、議長経由で質問書を執行部に送付し、答弁書（公文書）にて議長経由で答弁を受ける。質問書及び答弁書はホームページ等で公開されることになります。



胡子雅信後援会

住所：〒737-2213 江田島市大桝町大原5563-4
電話&ファックス：0823-57-2184
E-MAIL：ebisu7@nifty.com
ブログ：http://mebisu924.cocolog-nifty.com/etajima/

2～3名様から出張報告します。お気軽にご連絡ください！

